

業務委託契約約款

(総則)

第1条 鶴岡市(以下「発注者」という。)及び受注者は、この契約書(業務委託契約書(様式第1号。以下「契約書」という。))及びこの約款をいう。以下同じ。)に基づきこの契約(この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の委託業務(以下「委託業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、この契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約の保証)

第2条 受注者は、契約保証金を免除された場合を除き、この契約の締結のときまでに、契約保証金を発注者に納付しなければならない。

2 発注者は、受注者がこの契約の履行を完了したときは、契約保証金を受注者に返還するものとする。この場合には、利息は付さない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容を変更することができる。

(再委託の禁止)

第4条 受注者は、委託業務を他に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して委託業務の実施についての業務日程表、作業計画書等の必要書類を提出させることができる。

(業務内容の変更等)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務一時中止書(様式第2号)により委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して業務委託契約変更書(様式第3号)によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

この場合において、賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(期間の延長)

第7条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、履行期間延長承認申請書(様式第4号)により発注者に履行期間の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。この場合において発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは業務委託料について必要と認められる変更をし、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

3 前項の場合の延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

(損害のために生じた経費の負担)

第8条 委託業務の履行に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第9条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、発注者は、履行期間経過後に完了する見込みがあると認めたときは、違約金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、業務委託料から第12条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、延長日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により第11条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合において、受注者は、発注者に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(検査及び引渡し)

第10条 受注者は、委託業務を完了したときは、その旨を委託業務完了通知書(様式第5号)により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、成果物についての検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果物について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該

補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合において、前項の規定は、再検査について準用する。

4 受注者は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を発注者に引き渡すものとする。

5 引渡し以前に生じた損害の経費は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、受注者の負担とする。

(業務委託料の支払)

第11条 受注者は、前条第4項の規定により引渡しをしたときは、所定の手続に従って業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(部分引渡し)

第12条 履行期間が90日以上の特約業務の一部が完了し、かつ、可分のものであるときは、発注者は当該部分について引渡しを、受注者は当該部分に対する業務委託料相当額を、請求することができる。

2 前項の引渡し及び支払については、前2条の規定を準用する。

(契約不適合責任)

第13条 発注者は、引渡しを受けた成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対して履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込

みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第13条の2 発注者は、引渡しを受けた成果物に関し、第10条第4項(第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において「引渡し」という。)を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年を経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法(明治29年法律第89号)の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意または重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については、適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(3) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が鶴岡市暴力団排除条例（平成24年鶴岡市条例第6号。以下この号において「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（談合等不正行為があった場合の発注者の解除権）

第14条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第

1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項ただし書（第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による命令を受けなかったと認められるとき。

(4) 受注者が独占禁止法第7条の4第7項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の7第3項（第7条の9第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。

(5) 受注者が第1号又は第2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(6) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

2 受注者は、この契約に関して独占禁止法第7条の4第7項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の7第3項（第7条の9第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、違約金として、業務委託料の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第14条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) この契約による債務の履行を拒否した場合又はその責めに帰すべき事由によりこの契約による債務の履行が不可能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するものとみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合（第 14 条第 3 号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、第 2 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

4 受注者が第 1 項の違約金を発注者の指定する期限までに納付しないときは、受注者は、当該期間を超過した日から納付するまでの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に納付しなければならない。

（談合等に係る違約金）

第 15 条の 2 受注者は、この契約に関して第 14 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、違約金として、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期限までに納付しなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 委託業務が完了した後に、受注者が第 14 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

3 前 2 項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、共同連帯して同項の額を発注者に支払わなければならない。

4 受注者が第 1 項の違約金を発注者の指定する期限までに納付しないときは、受注者は、当該期間を超過した日から納付するまでの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に納付しなければならない。

5 第 1 項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の徴収方法）

第 16 条 発注者は、この契約に基づく違約金、賠償金、損害金若しくは遅延利息（以下「違約金等」という。）を徴収する場合において当該違約金等と契約保証金とを相殺し、なお不足があるとき、又は契約保証金がないときは、発注者の支払うべき業務委託料から控除するものとする。

（秘密の保持）

第 17 条 受注者は、この契約の履行に関して知り得

た秘密を漏らしてはならない。

（契約外の事項）

第 18 条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

附 則

この約款は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は平成 19 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この約款は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に締結する契約から適用する。

附 則

この約款は、令和 2 年 5 月 15 日から施行し、同日以後に締結する契約から適用する。

附 則

この約款は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に締結する契約から適用する。

附 則

この約款は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に締結する契約から適用する。

附 則

この約款は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に締結する契約から適用する。